別記様式第３号

|  |
| --- |
| **宮城県被災宅地危険度判定士登録申請書**　宮城県被災宅地危険度判定士の登録を受けたいので、宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第４第１項の規定に基づき申請します。 令和　　年　　月　　日　宮 城 県 知 事　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　  申請者　住　所 氏　名  電　話　　　　　　（　　　） ﾌｧｸｼﾐﾘ （ ） |
| 生 年 月 日 | 　　　　　　　　　年　　月　　日生 | 性　別 | 男　・　女 |
| 連絡先 | 勤 務 先(部課まで) | 名　称所在地 〒電　話　 ( ) 　 ﾌｧｸｼﾐﾘ　 ( ) |
| その他の連絡先 |  （確実に連絡がとれる携帯電話、 E-mailアドレス等を記入してください） |
| 所属団体 | 建築士会・事務所協会・その他(　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 登録内容の提供(いずれかを○で囲む。) | 円滑な判定を実施するために、登録事項（申請書記載事項）を県内市町村及び知事が必要と認めた建築宅地関係団体へ提供することに・同意します。　　　　・同意しません。 |
| 新規申請 □更新申請 □ | 現在の被災宅地危険度判定士登録年月日及び登録番号 | 　　　 　 年　 月　 日第 号 |  写　　真縦３cm×横２.５cm６か月以内、無帽正面、上半身 |
| 受講会場 | 受講年月日及び受講番号 | 令和 　 年　 月　 日第　　　　　　　号 |
| 仙台 |
| 過去５年以内の被災宅地危険度判定業務 | 過去５年以内に被災宅地危険度判定業務を行ったことが・有ります。（平成 令和　　　　　年　　　　　　　　　　　　　　地震）・有りません。 |
| 登録対象種別（※） |  |
| 1-（　 ) | 　宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱　第３第１号該当(１級建築士等)　 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第１号ｲからﾁまでに該当する者 |
| 2 | 　宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱　第３第２号該当　 国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して ３年以上の実務の経験を有する者 |
| 3 | 　宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱　第３第３号該当 　国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験 を有する者 |
| 4-（　 ) | 　宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱　第３第４号該当 　建築士法による二級建築士として４年以上の実務の経験を有する者、建設業法による土木・建築・造園 に関する一級施工管理の資格を有する者、二級施工管理の資格を有し、５年以上の実務の経験を有する 者など、知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 |

（※）裏面の被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧を参考に、該当する登録対象種別のいずれか一つの番号に○を付け、（　 ）に種別の枝番号を記載してください。

（添付書類）

１　裏面の被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧に定める書類（有効期限内更新の場合は提出不要です。）

２　登録証用の写真１枚(縦3cm×横2.5cm。６か月以内の撮影、無帽正面、上半身、無背景、裏面に氏名を記入)。(この申請書にはり付けるものと登録証用で合計２枚必要です。)

被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧

●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第３第1号該当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **登録対象種別** | **証明書類等** |
| 1-1 | 　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1号　学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者 | ・　卒業証明書（必要な場合において、履修　科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-2 | 　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第2号　学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者 | ・　卒業証明書（必要な場合において、履修　科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-3 | 　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第3号　前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者 | ・　卒業証明書（必要な場合において、履修　科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-4 | 　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第4号　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して７年以上の実務の経験を有する者 | ・　卒業証明書（必要な場合において、履修　科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-5 |  宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号（施行規則第35条第1号） 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を終了した者 | ・　講習会修了証の写し・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
|  1-6 | 　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号（昭和37年建設省告示第1005号①）　学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者 | ・　在学の期間を証明する書類（必要な場合　において、履修科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-7 | 　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号（昭和37年建設省告示第1005号②）　技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者 | ・　技術士登録証の写し又は技術士第二次　試験合格証明書 |
| 1-8 | 　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号（昭和37年建設省告示第1005号③）　建築士法による一級建築士の資格を有する者 | ・　一級建築士免許証の写し |
| 1-8-1 | 　【経過措置】宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号（旧昭和37年建設省告示第1005号④）　土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習（H17.4.13まで）を修了した者 | ・　認定講習会修了証の写し・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-9 | 　都市計画法施行規則第19条第1号イ　学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有する者 | ・　卒業証明書（必要な場合において、履修　科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-10 | 　都市計画法施行規則第19条第1号ロ　学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限３年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務の経験を有する者 | ・　卒業証明書（必要な場合において、履修　科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-11 | 　都市計画法施行規則第19条第1号ハ　前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者 | ・　卒業証明書（必要な場合において、履修　科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-12 | 　都市計画法施行規則第19条第1号ニ　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者 | ・　卒業証明書（必要な場合において、履修　科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-13 | 　都市計画法施行規則第19条第1号ホ　技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門（建設部門、上下水道部門及び衛生工学部門）に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有する者 | ・　技術士登録証の写し又は技術士第二次　試験合格証明書・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書　（建設部門の場合は不要） |
|  1-14 | 　都市計画法施行規則第19条第1号ヘ　建築士法による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有する者 | ・　一級建築士免許証の写し |
| 1-15 | 　都市計画法施行規則第19条第1号ト　宅地開発に関する技術に関する７年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、登録講習機関が規定により行う講習を修了した者 | ・　講習会修了証の写し・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-16 | 　都市計画法施行規則第19条第1号チ（昭和45年建設省告示第38号①）　学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者 | ・　在学の期間を証明する書類（必要な場合　において履修科目証明書を追加）・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 1-17 | 　【経過措置】都市計画法施行規則第19条第1号チ（旧昭和45年建設省告示第38号②）　宅地開発に関する技術に関する７年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習（H17.4.13まで）を修了した者 | ・　認定講習会修了証の写し・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |

●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第３第２号該当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **登録対象種別** | **証明書類等** |
| ２ | 　国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して３年以上の実務の経験を有する者 | ・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |

●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第３第３号該当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **登録対象種別** | **証明書類等** |
| ３ | 　国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、宅地開発に関して１０年以上の実務の経験を有する者 | ・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |

●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第３第４号該当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **登録対象種別** | **証明書類等** |
| 4-1 | 　建築士法による二級建築士として４年以上の実務の経験を有する者 | ・　二級建築士免許証の写し・　被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 4-2 | 　建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者 | ・　一級技術検定合格証明書の写し |
| 4-3 | 　建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し、５年以上の実務の経験を有する者 | ・　二級技術検定合格証明書の写し・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書 |
| 4-4 | 　知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | ・　知事が必要と認める書類 |